

令和4年7月4日

保護者の皆様

大津市立石山小学校  
校長 藤井 都

## 非常変災時における児童の安全確保について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本校教育推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、台風、地震など非常変災時における登下校については、児童の安全を確保するため、下記の措置をとりますので、ご協力頂きますようお願いいたします。

## 記

1. **午前7時の時点で滋賀県全域もしくは滋賀県南部、近江南部、大津市南部に「特別警報」「暴風を含む警報」が発令されている場合は、臨時休業とします。**
2. その他の警報（大雨、洪水、大雪警報等）が上記の地域に発令されているときは、**原則として登校**となりますが、気象情報や報道、学校からのメール配信等にご注意ください。
3. 「特別警報」「暴風を含む警報」が午前7時までに解除された場合は、**通常の時間に安全に注意して登校**させてください。

※上記2. 3については、登校時の危険が予想される場合、**自宅待機や始業時刻の繰り下げ等の措置**をとることがあります。その場合は、メール配信でお知らせします。

4. 午前7時以降の登校後に上記地域に確実に「暴風雨を含む警報」「特別警報」の発表が見込まれる場合は、臨時休業とする場合があります。また、児童の登校後に「暴風雨を含む警報」「特別警報」が発令された場合は、**臨時下校**の措置や**引き渡し下校**の措置をとることがあります。警報発令の可能性のある場合は、確実に連絡が取れますよう、お心づもりをお願いします。給食を食べずに下校することもあります。いずれも、メール配信でお知らせします。
5. 前日の児童の下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、**大津市において震度5弱以上**を観測した場合は、原則としてその日は**臨時休業**とします。ただし、状況により、平常通り授業を行う場合もあります。いずれの場合もメール配信でお知らせします。

※この措置は、今後も引き続き適用されます。台風などの非常変災時において、改めて通知はしません。

※非常変災時、保護者が仕事などで家におられない場合の対応など十分に話し合っておいてください。